

2018年度介護報酬改定案を提示～厚労省・介護給付費分科会

厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会は1月26日、介護報酬改定案を示しました。いくつかのサービスについて、主な見直しの内容を見てみましょう。

【居宅介護支援】

■ 基本報酬：ケアマネ1人当たりの取扱件数が39件まで

(一) 要介護1又は要介護2：1042単位／月⇒<改定後>1053単位／月

(二) 要介護3、要介護4又は要介護5：1353単位／月⇒<改定後>1368単位／月

■ <新設>ターミナルケアマネジメント加算：400単位／月

末期の悪性腫瘍の利用者又はその家族の同意を得た上で、主治医等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握する。またそこで把握した利用者の心身状況等の情報を記録し、主治医等や居宅サービス事業者へ提供した場合。

■ 質の向上と公正中立性の確保

▽主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とする。その際、3年間の経過措置期間を設ける。

▽利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができることや、その事業所をプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明することを義務づける。違反した場合は報酬を5割減額（運営基準減算）する。

【通所介護】

■ <新設>生活機能向上連携加算：200単位／月

▽訪問リハビリか通所リハビリ事業所又はリハビリ実施している医療機関の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、通所介護事業所を訪問し、通所介護の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成すること。

▽リハビリ専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を3カ月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行うこと。

■ <新設>ADL維持等加算(I)：3単位／月、ADL維持等加算(II)：6単位／月

▽利用者のADLが一定以上維持または改善した場合に、評価する。

▽ADLの評価には、「バーセル・インデックス」(※)を用いる。

※食事、車いすからベッドへの移動、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便コントロール、排尿コントロールの計10項目を5点刻みで点数化し、その合計点を100点満点で評価する。

▽評価対象利用期間の最初の月に、要介護度3～5の利用者が15%以上含まれること。

【介護老人福祉施設、介護老人保健施設】

■ <新設>褥瘡マネジメント加算：10単位／月 (※3カ月に1回を限度とする)

入所者の褥瘡（床ずれ）発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理することに対し新たな評価を設ける。

【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設】

■ <新設>排せつ支援加算：100単位／月 (※支援開始から6カ月間)

排泄に介護を要する利用者のうち、身体機能向上や環境調整等で排泄ケアを軽減できると医師などが判断し、利用者もそれを希望する場合、医療・リハビリ・介護の多職種が▽排泄に介護を要する原因等の分析▽分析結果を踏まえた支援計画の作成とそれに基づく支援の実施について評価する。